

佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 貸付けの種類（第6条）
- 第3章 貸付申込み等（第7条～第10条）
- 第4章 雑則（第11条～第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、県内の中小企業者の経営の合理化及び安定強化を図るために必要な資金（以下「事業円滑化資金」という。）の融資を促進することにより、県内における中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの（次号の表に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）
- (2) 資本の額又は出資の総額が次の表に掲げる業種ごとに同表に掲げる金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数が同表に掲げる業種ごとに同表に掲げる数以下の会社及び個人であって、同表に掲げる業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの

	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
3	旅館業	5千万円	200人

- (3) 特定事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号から第5号まで及び第7号から第11号までに規定するもののうち、次に掲げるもので特定事業を行うもの（以下「組合」という。）

- イ 事業協同組合
- ロ 企業組合
- ハ 協業組合
- ニ 商工組合
- ホ 商店街振興組合
- ヘ 生活衛生同業組合
- ト 酒造組合
- チ 酒販組合
- リ 内航海運組合

2 この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者をいう。

（貸付けの対象）

第3条 この要綱の定めによる事業円滑化資金を利用することができる者は、中小企業信用保険法に基づく保険対象業種であって、県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人である中小企業者で、客観的に事業を行っていることが明らかであるものとし、行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ているものとする。

（融資機関）

第4条 事業円滑化資金は、事業円滑化資金の融資に関し知事と契約を締結した金融機関（以下「融資機関」という。）が取り扱うものとする。

(融資機関に対する預託)

第5条 知事は、事業円滑化資金の融資を促進するため、融資機関に対し、必要に応じ予算の範囲内において、事業円滑化資金の一部を預託する。

第2章 貸付けの種類

(貸付けの種類)

第6条 事業円滑化資金の貸付けの種類は、次のとおりとし、貸付対象及び貸付条件は、別表のとおりとする。

- (1) 中小企業振興貸付
- (2) 短期運転貸付
- (3) 小規模事業貸付
 - イ 一般資金
 - ロ 小口事業資金

第3章 貸付申込み等

(貸付けの申込み)

第7条 事業円滑化資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書その他知事が別に定める書類（以下「借入申込書等」という。）を融資機関に提出するものとする。

(融資機関の審査)

第8条 前条の借入申込書等の提出を受けた融資機関は、その内容を審査し、適当と認めるものについては、当該借入申込書等を添えて佐賀県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に保証の依頼を行うものとする。

(保証の決定等)

第9条 保証協会は、前条の保証の依頼を受けたときは、借入申込書等の内容を審査し、適当と認めるものについては、保証の決定を行い、その旨を融資機関に通知するものとする。

(融資機関の貸付けの決定等)

第10条 融資機関は、前条の規定による通知を受けたもので適当と認めるものについては、事業円滑化資金の貸付けの決定を行うものとする。

- 2 融資機関は、前項の事業円滑化資金の貸付けの決定を行ったときは、速やかに、事業円滑化資金の貸付けを受けようとする者に対し、当該事業円滑化資金の貸付けを行うものとする。

第4章 雑則

(流用の禁止)

第11条 事業円滑化資金の貸付けを受けた者は、事業円滑化資金を当該貸付けの目的以外に使用してはならない。

(繰上償還)

第12条 融資機関は、事業円滑化資金の貸付けを受けた者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該事業円滑化資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(運用状況の報告等)

第13条 保証協会は、事業円滑化資金の運用状況を、知事が別に定めるところにより、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業円滑化資金の貸付けを受けた者に対して事業円滑化資金の使途、経営内容等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(損失補償)

第14条 知事は、予算の範囲内において、保証協会がこの要綱の規定による事業円滑化資金の貸付け（小規模事業貸付に限る。）による債務を保証することによって受けた損失の一部を補償する。

- 2 前項の規定による損失補償に係る損失補償金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）及び知事が別に定める損失補償金の交付に関する規程に定めるところによる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業円滑化資金の貸付けに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。
(貸付限度額の特例)
- 2 次項の規定による廃止前の佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱(平成元年佐賀県告示第256号。以下「旧要綱」という。)の規定による中小企業事業円滑化資金(以下「旧事業円滑化資金」という。)の貸付けを受けた者で当該貸付けに係る貸付金の償還を終わらないものに対する事業円滑化資金の貸付けに係る貸付限度額は、別表の規定にかかわらず、知事が別に定める額とする。
(佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱の廃止)
- 3 佐賀県中小企業事業円滑化資金融資制度要綱は、廃止する。
(旧要綱の廃止に伴う経過措置)
- 4 この告示の施行の日前に旧要綱第15条の規定により借入申込書が提出された旧事業円滑化資金については、なお従前の例による。

附 則(平成10年告示第341号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年告示第545号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年告示第210号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年告示第104号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年告示第223号)
この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年告示第577号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年告示第139号)
この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第143号)
この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第377号)
この告示は、平成15年7月10日から施行する。

附 則(平成18年告示第245号)
この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第358号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第512号)
この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第185号)
この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた事業円滑化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた事業円滑化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた事業円滑化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の改正の前に貸付けが行われた事業円滑化資金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

資金名	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証協会の保証料率※	償還方法	保証協会の保証及び物的担保・保証人
中小企業振興貸付	<p>事業資金（設備資金及び運転資金をいう。以下同じ。）を必要とする中小企業者。ただし、小規模企業者で運転資金の借入れを行うものにあつては、次に掲げる資金の借入れ又は設備の貸与に伴って増加する運転資金を必要とするものに限る。</p> <p>1 中小企業振興貸付に係る設備資金の借入れ</p> <p>2 佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成8年佐賀県告示第165号）の規定による設備の用に供する資金の借入れ</p> <p>3 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項第3号に規定する小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けた都道府県が行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る資金の貸付け又は設備の譲渡もしくは貸付け</p>	<p>設備資金 4,000万円 運転資金 2,000万円</p>	<p>設備資金 10年以内 運転資金 5年以内</p>	年1.8%以内	年1.35%以内	<p>1 原則として、月賦償還とする。</p> <p>2 設備資金にあつては1年以内、運転資金にあつては6月以内の据置期間を置くことができる。</p>	<p>保証協会の保証付きとし、担保及び保証人については、保証協会の定めるところによる。</p>
短期運転貸付	<p>季節的な運転資金その他の1年以内の短期の運転資金を必要とする中小企業者</p>	<p>500万円 （ただし、組合にあつては、1,000万円）</p>	1年以内	年1.2%以内	年1.35%以内	<p>1 原則として、月賦償還とする。</p> <p>2 6月以内の据置期間を置くことができる。</p>	<p>1 保証協会の保証付きとする。</p> <p>2 原則として、物的担保は必要としない。</p> <p>3 保証人については、保証協会の定めるところによる。</p>

小規模事業貸付	一般資金	事業資金を必要とする小規模企業者	2,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	年1.3% 以内	年1.35%以 内	1 原則として、月賦償還とする。 2 設備資金にあつては1年以内、運転資金にあつては6月以内の据置期間を置くことができる。	1 保証協会の保証付きとする。 2 原則として、物的担保は必要としない。 3 保証人については、保証協会の定めるところによる
	小口事業資金	(小口零細企業保証利用の場合) 事業資金を必要とする小規模企業者	2,000万円 (既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内)	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	年1.3% 以内	年0.6%以 内	1 原則として、月賦償還とする。 2 設備資金にあつては1年以内、運転資金にあつては6月以内の据置期間を置くことができる。	1 保証協会の保証付きとする。 2 原則として、物的担保は必要としない。 3 保証人については、保証協会の定めるところによる
		(特別小口保険利用の場合) 【引き続き1年以上県内に事業所を有し、かつ、引き続き1年以上県内において同一事業を営む中小企業者で、保証協会の特別小口保険による保証以外に信用保証を受けていないもの】 事業資金を必要とする小規模事業者。ただし、源泉徴収による所得税以外の所得税(法人にあつては、法人税)、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割(法人にあつては、法人税割)のいずれかについて、貸付けの申込みの日以前1年間において納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。)が到来した税額のある者であつて、かつ、当該税額(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限が当該申込みの日の翌日以降に到来する税額を除く。)を完納しているもの(第6条第1号、第2号及び第3号に掲げる事業円滑化資金の貸付け又は佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱第6条第1号から第43号までに掲げる特別対策資金の貸付けを受けている者を除く。)に限る。	2,000万円	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	年1.3% 以内	年0.71%以 内	1 原則として、月賦償還とする。 2 設備資金にあつては1年以内、運転資金にあつては6月以内の据置期間を置くことができる。	1 保証協会の保証付きとする。 2 物的担保及び保証人は必要としない。

※ 事業者選択型経営者保証非提供制度を用いる場合、0.25～0.45%の上乗せ